

平成23年4月請求分（3月診療分）に係る レセプトの請求の取扱いについて（第7報）

このたびの地震により被災された皆様、関係の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

さて、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いとして、平成23年4月請求分（3月診療分）に係る診療報酬等請求書の提出期限につきましては、平成23年3月29日付け厚生労働省保険局医療課の事務連絡により、災害救助法の適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する保険医療機関（保険薬局）に限り、平成23年4月13日とされたところです。

また、概算による請求を選択される保険医療機関（保険薬局）につきましては、概算による診療報酬等に関する届出書の提出期限を、同じく平成23年4月13日とされたところです。

しかし、被災地の状況を鑑みますと、保険医療機関（保険薬局）が4月13日までに概算請求届出書を提出することが困難であることが思慮されることから、保険医療機関（保険薬局）から4月13日までに診療報酬等請求書または概算請求届出書の提出がない場合、支払基金支部から保険医療機関（保険薬局）に連絡を取り、**概算請求届出書の提出を4月20日まで延長して対応すること**といたします。

被災された皆様のご一日も早い復旧とご健康を心からお祈り申し上げますとともに、本年4月請求分（3月診療分）に係るレセプト請求の取扱いについて、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

取扱いについては以下のとおりです。

1 保険医療機関（保険薬局）が概算請求を行う場合の取扱い

今回の地震により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した保険医療機関（保険薬局）は、概算請求届出書を提出することによって、概算請求を行うことができます。

概算請求の場合は、4月13日（水）が提出期限となりますが、4月13日までに診療報酬等請求書又は概算請求届出書の提出がない場合、基金支部から当該保険医療機関（保険薬局）に電話で連絡を取り、**概算請求届出書の提出を4月20日（水）まで延長して対応**いたします。

(1) 災害救助法の適用地域に所在する保険医療機関（保険薬局）

概算請求届出書を提出することにより、3月11日以前の診療分について概算請求を行うことができます。

また、3月12日以降に診療を行った医科の保険医療機関は、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、概算請求届出書を提出することにより、3月診療分1か月分を通して概算請求を行うことができます。

(2) 災害救助法の適用地域以外に所在する保険医療機関（保険薬局）

概算請求届出書に併せて罹災証明書又は罹災届出証明書を提出することによって、3月11日以前の診療等分について概算請求を行うことができます。

2 紙レセプトによる請求の取扱い

(1) 災害救助法の適用地域に所在する保険医療機関（保険薬局）

提出期限は、平成23年4月13日（水）までとなります。

(2) 災害救助法の適用地域以外に所在する保険医療機関（保険薬局）

提出期限は、平成23年4月10日（日）までとなります。

3 電子レセプトによる請求の取扱い

(1) 災害救助法の適用地域に所在する保険医療機関（保険薬局）

提出期限は、平成23年4月13日（水）24時までとなります。

レセプトデータの送信（受付・事務点検ASPでエラーとなったレセプトデータの再送信を含む。）及び送信したレセプトデータの請求確定については、4月13日（水）の24時まで行うことができます。

(2) 災害救助法の適用地域以外に所在する保険医療機関（保険薬局）
提出期限は、平成23年4月10日（日）24時までとなります。

4月10日（日）までに送信したレセプトデータが、受付・事務点検ASPの結果、エラーとなったレセプトデータの再送信及びレセプトデータの請求確定については、4月12日（火）の21時までとなります。